

# 会議費及び行動費規程



一般社団法人

京都府臨床検査技師会

Kyoto Association of Medical Technologists

令和4年9月8日制定

## 会議費及び行動費規程

### 第1条（目的）

この規程は、一般社団法人京都府臨床検査技師会（以下「本会」という。）が主催する総会・理事会・研修会・学会・講演会・講習会（以下これらを合わせて「会議等」という。）に出席した場合に都度発生する会議費及び行動費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（会議費）

会議費とは、本会会員が会議等へ出席した場合に、支給する金員をいう。

- 2 会議費は、会議等への出席1回につき金3,000円（現地参加）又は金1,000円（Web参加）とする。

### 第3条（行動費）

行動費とは、本会会員が本会主催又は共催の事業活動に出務した場合に、支給する金員をいう。

- 2 行動費は、原則として事業活動への出務1回につき金3,000円とする。

### 第4条（支給対象者）

会議費及び行動費の支給対象者は、本会の会員とする。

### 第5条（支給申請）

会議費及び行動費の支給にあたり、支給対象者は、申請項目（出席した会議名称或いは出務した事業名称・開催日時・開催場所及び現地参加・Web参加の区分）・請求金額・その他必要事項を速やかに kamt メールにて事務局へ報告を行う。

### 第6条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経たうえ、これを行う。

## 附 則

この規程は、令和4年9月8日から施行する。（令和4年9月8日理事会決議）

① 令和 年 月 日 一部改正（）

②